

最近の判例から (14)－保険契約と地震免責条項－

地震免責条項の適用が無いとされた1審判決が取消され、同条項適用により保険金請求が棄却された事例

(東京高判 平24・3・19 金商1392-37) 新井 勇次

東北地方太平洋沖地震直後、マンション専用部分に設置されていた電気温水器に亀裂が生じ、階下に水漏れが及んだとして階下住人が保険会社に対して請求した損害賠償が地震免責条項は適用されないとして一部認容されたため、保険会社が控訴した事案において、地震と相当因果関係にある損害は全て地震免責条項が適用されるとして1審判決が取消され保険金請求が棄却された事例（東京高裁平成24年3月19日判決 金融商事判例1392号37頁）

1 事案の概要

被控訴人X1（以下「X1」という。）は東京都A区所在のマンション（以下「本件マンション」という。）の504号室の居住者、被控訴人X2（以下「X2」という。）はその区分所有者であり、1審原告X3（以下「X3」という。）はX2の妻である。被控訴人ら補助参加人（以下「補助参加人」という。）は、504号室の階上にある603号室の区分所有者であり、損害保険会社である控訴人（以下「Y」という。）との間で、603号室の建物を目的とするホームオーナーズ保険契約（以下「本件保険契約」という。）を締結していた。その約款には、地震によって生じた損害に対しては保険金を支払わない旨の条項（以下「地震免責条項」という。）が設けられていた。

平成23年3月11日、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の発生直後、603号室の専用部分に設置されていた電気温水器から室内へ

の配水管に亀裂が生じ、そこから漏れた水が504号室まで及ぶ水漏れ事故（以下「本件事故」という。）が発生した。

1審において、Yに対する保険金請求が認容されたため、これを不服とするYが控訴したものである。

2 判決の要旨

裁判所は、原審と異なり、X1らのYに対する請求は理由がないとして棄却した。

(1) 地震免責条項の適用の有無

① 地震免責条項にいう「地震」の意義

本件保険契約の個人賠償責任総合補償特約の約款は、Yが保険金を支払わない場合につき、「地震もしくは噴火またはこれらによる津波」と規定しており、免責の対象となる地震の意義ないし範囲等につき何ら限定を付していない。

また、地震は、我が国を含む地球上で頻繁に起こる自然現象であり、社会通念上「地震」の語の意義は明確であって、保険事故の原因となった現象が地震であるかどうかにつき紛れが生じることはないと考えられる。

したがって、上記約款の文言上、「地震」の語をその強度、規模等によって限定的に解釈することはできず、地震と相当因果関係のある損害であれば地震免責条項の対象になると解するのが相当である。

② 損害と地震との相当因果関係

本件事故が、東北地方太平洋沖地震の発生直後に、補助参加人が所有する603号室に設

置されていた電気温水器の配水管に亀裂が生じたことにより発生したものであること、本件マンションが所在する東京都A区内の観測点における上記地震の震度が5強又は5弱であったことは、前提事実のとおりである。また、上記配水管に経年劣化が生じており、このことが亀裂発生の一因となったということができるとしても、上記地震の揺れがきっかけとなって亀裂が生じたこと自体は当事者間に争いはない。したがって、本件事故につき補助参加人が損害賠償責任を負担するという形で損害を被ったとしても、この損害は上記地震と相当因果関係があると認められるから、地震免責条項が適用され、Yは保険金支払義務を負わないと判断するのが相当である。

③ 以上によれば、本件の保険金請求については地震免責条項が適用され、Yが保険金支払義務を負うことはないから、X 1 らのYに対する請求は、補助参加人のX 1 らに対する損害賠償責任の有無及びX 1 らの損害について判断するまでもなく、理由がない。

(2) 保険会社に対する直接請求の可否

① X 1 らは、補助参加人との間で「補助参加人のYに対する保険金請求権を、本件の訴訟手続において、X 1 らがYに対し直接行使する」旨の合意（以下「本件合意」という。）をしており、原判決は、本件合意は補助参加人がX 1 らに対し保険金請求権を譲渡したものと認められる旨判断して、X 1 らの直接請求を肯定した。

② 本件合意は、合意書の文言からすると、債権譲渡に関する明示の合意を含むものではないから、原判決は、X 1 らが保険請求権を行使することができる旨の合意をした以上、その論理的前提として、X 1 らが債権譲渡を受けたと解釈したものと解される。しかし、債権譲渡の事実を認定するためには、売買、

代物弁済その他債権譲渡の原因となる行為があることの主張立証を要するが、この点を欠いている。したがって、債権譲渡の事実は認めることができず、これを根拠としてX 1 らの直接請求を認めることはできない。

③ 本件合意は、補助参加人が自己の権利につき当事者として訴訟を遂行する権能をX 1 らに授けるものであり、いわゆる任意的訴訟担当に当たるとみることができる。任意的訴訟担当は、弁護士代理の原則（民訴法54条1項）及び訴訟信託の禁止（信託法10条）を潜脱するおそれがなく、かつ、合理的必要性がある場合には許容され得るものであるが（最高裁昭和45年11月11日大法廷判決参照）、補助参加人は訴訟外でYに対する保険金請求をしており、自ら訴訟上の請求をすることに支障があるとは考え難い。そうすると、上記の合理的必要性があるとはいえないから、任意的訴訟担当としてX 1 らの請求を認めることは相当でないと解される。

3 まとめ

本件は本誌の前号（RETIO No85）で紹介した判例（東京地判 平23.10.20）の控訴審判決である。地震免責条項適用が否認された損害保険会社が直ちに控訴したものであるが、原審の解釈は地震の強度、規模まで限定するものになっており、保険約款上の解釈としてはやや無理があると思われ、大数の法則によって成り立つ保険制度そのもの、及び保険実務上の観点からすれば、本件判決の妥当性は認められよう。